

令和4年2月3日

保護者のみなさま

貝塚市教育委員会
教育長 鈴木 司郎
貝塚市立第五中学校
校長 北野 久美子

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る待機期間変更のお知らせとお願い

立春の候、保護者の皆様には、本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、このたび大阪府教育庁を通じ、厚生労働省から待機期間（療養期間）に関する追加の方針が示されました。

つきましては、先日、配付させていただきました「学校園における新型コロナウイルス感染拡大防止に係るご協力のお願い」の内容を一部変更いたしましたのでお知らせします。（下線部が変更した内容となります）

下記に該当する場合は、登校・登園を控えていただきますよう、保護者の皆様には改めてご理解ご協力をお願い申し上げます。また、このために学校園を休んだ場合は、欠席とはせずに「出席停止」といたします。

なお、今後も国や府等の対応の変化により内容を見直すことがあります。その際は、改めてお知らせいたします。

記

園児・児童・生徒が登校・登園を控えていただく場合及び期間

(1) 園児・児童・生徒本人が陽性者となった場合

(期間)・保健所が指定した期間

(症状が出た日、または検体を取った日の翌日から10日間。ただし、無症状の場合は、検体を取った日の翌日から7日間とし、10日間を経過するまでは、検温などの健康状態の確認を行うこと)

(2) 園児・児童・生徒本人が濃厚接触者となった場合

(期間)・保健所が指定した期間（感染者と最終接触した日の翌日から7日間とし、10日間を経過するまでは、検温などの健康状態の確認を行うこと）

(3) 同居のご家族が濃厚接触者となった場合

(期間)・濃厚接触者となったご家族が検査を受けている場合は、結果が出るまでの期間
(ただし検査結果が陰性の場合のみ)

・濃厚接触者となったご家族が無症状で検査を受けない場合は、濃厚接触者となった起点となる日の翌日から3日間

(4) 園児・児童・生徒本人及び同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合

(期間)・体調が回復するまでの期間

※ 上記の(1)～(4)に該当した場合は、学校園までご連絡をお願いします。